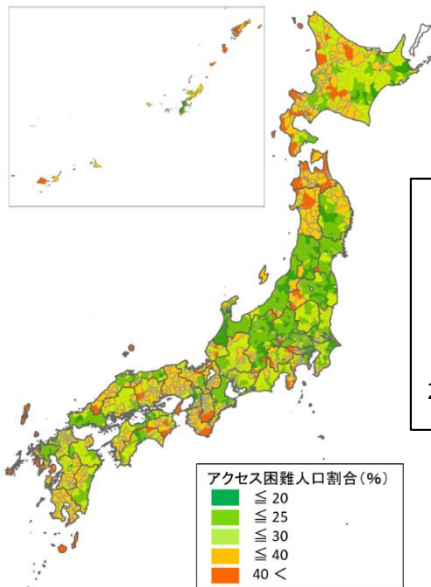


- 「食料安全保障」について、国際的には、食料の供給総量確保や不測時対応にとどまらず、「国民一人一人が健全な食生活を享受できること」を位置付けることが主流。
- わが国では、人口減少や経済成長が停滞する中で、経済的理由により十分な食料を入手できない方々や買物困難者が増加しているなど、平時における食料安全保障のリスクが顕在化。
- 2024年に改正された食料・農業・農村基本法において、国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を円滑に提供するための環境整備等を講ずるものとする旨規定。

物理的アクセス

高齢化や単身世帯の増加等により、過疎地域のみならず都市部においても、自動車等の移動手段を持たない高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者（いわゆる買物困難者）が増えてきている。

○アクセス困難人口割合・市町村(2020年)



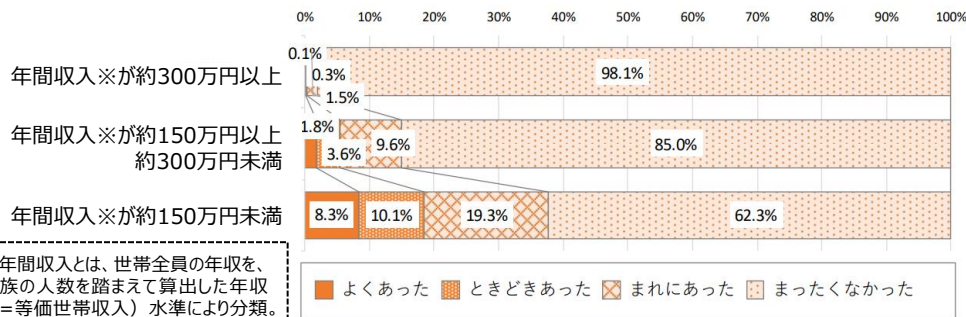
アクセス困難人口(参考)
 2005年 678.8万人
 2010年 733.2万人
 2015年 824.6万人
 2020年 904.3万人
 ※データ算出方法が異なるため
 2015年までと2020年は連続しない

資料: 農林水産政策研究所公表資料を基に作成
 注: アクセス困難人口とは、スーパーマーケット等の食料品店舗まで500m以上かつ自動車利用が困難な65歳以上の高齢者を指す。

経済的アクセス

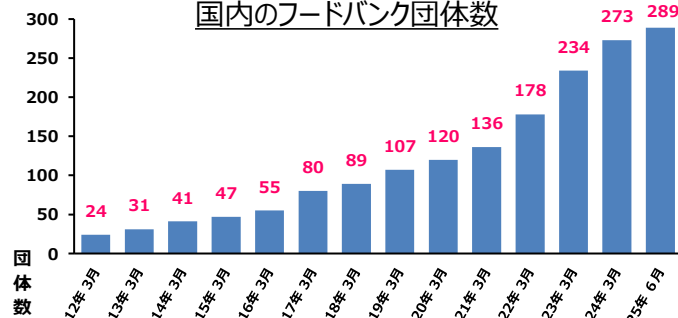
低所得者等の割合が増加する中で、経済的理由により十分な食料を入手できず、健全な食生活が実践できていない者の割合が増加していると考えられる。

経済的な理由で家族が必要とする食料が買えなかった経験(収入水準別)



出典: 「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」(内閣府)を基に農林水産省が修正を加えたもの

国内のフードバンク団体数

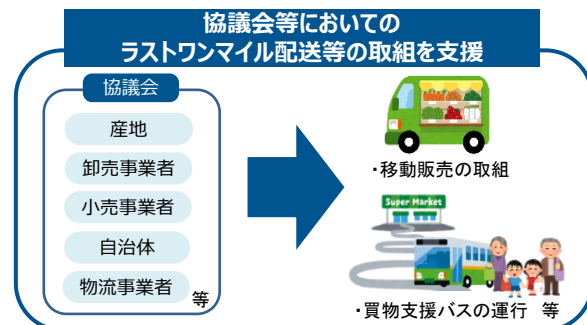


※ 農林水産省のウェブページに掲載希望のあったフードバンク団体数

○具体的な食品アクセスの問題については、地域によって様々であり、その地域の実状に応じて取り組んでいく必要があるところ、

- ①買物困難者に関しては、地域・農村活性化、ラストワンマイル物流、地域交通、中心市街地・商店街活性化、過疎問題等
- ②経済的に困窮している方々に関しては、社会保障制度、児童福祉やこども支援、食品ロス削減、食育等と密接に関係することから、関係省庁が連携して、食品アクセス問題に係る実態把握をしつつ、地域の取組を支えていく体制づくりが重要。

物理的アクセス関係支援策の例



地域の関係者で構成される協議会等における移動販売車の導入、乗合バスの運行や、無人型店舗の設置等の支援を実施。



移動販売の様子

地域の関係者が連携して取り組む体制づくり



市町村等を中心に地域の関係者が集まり、地域の課題に応じた取組を進める体制づくりに向けた支援を実施。



地域協議会の様子

経済的アクセス関係支援策の例



食品取扱量の増加を目指して、フードバンクやこども食堂等に対し、食品保管庫の拡大などの機能強化等に向けた支援を実施。



食品保管庫の様子

- 2024年度からトラックドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）が適用され、何も対策を行わなければ、遠隔地を中心に物流の停滞が懸念されていた（物流の2024年問題）。
- 農水産物・食品の輸送は、96.5%がトラックによるもの。長距離輸送が多い、手積み・手下ろしが多い等の特徴から、特に輸送力不足が懸念された。
- 中継共同物流拠点の整備、パレット化による荷の積下ろしの効率化、トラックから鉄道・船舶へのモーダルシフト等により持続可能な農林水産物・食品の物流を実現する必要がある。

【中長期計画を踏まえた施策による輸送力への効果】

	2024年度			2030年度
	試算※	実績	施策による効果等の考え方	試算
必要輸送力	100	100		100
施策なしケース	▲14	▲14	（農産・水産品出荷団体は32.5%不足の試算）	▲34
施策による効果等	+14.5	+13.6		+34.6
うち荷待ち・荷役の削減	+4.5	+0.0	2020年から2024年にかけて、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間は約3時間のまま横ばい。	+7.5
積載効率向上	+6.3	+8.6	2024年4月から11月までの輸送トン／能力トンとを合計した積載効率（輸送トン／能力トン）41.3%を反映。	+15.7
モーダルシフト	+0.7	+1.3	2022年度の鉄道の輸送量（165億トン）と内航海運の貨物輸送量（388億トン）の合計値（553億トン）を反映。	+6.4
再配達削減	+3.0	+0.9	2024年10月時点の再配達率10.2%を反映。	+3.0
その他の取組 （トラック輸送力拡大等）		+1.4	2024年度の試算に織り込んでいなかった高速道路のトラック速度規制の引上げによる効果を反映。	+2.0
貨物輸送量の変化等		+1.4	2019年から2023年にかけての営業用トラックの貨物輸送量の変化（2019年：28.4億トン、2023年：25.1億トン）等を反映。	

【食料・農業・農村基本計画のKPI(2030年度)】

・生鮮食料品等の中継共同物流拠点数	8か所(官1、民7)(2023年度)→30か所(官8、民22)
・船舶、鉄道等による農水産物・食品の輸送の割合	3%(2022年度)→6%

【物流事業者に対する青果物流通に関するアンケート】

・青果物流通におけるパレット化率	58.4%(2024年度)
------------------	---------------

○物流効率化と取引適正化を進める制度整備が進み、これへの対応は喫緊の課題。

- ・ 物流効率化法による全ての荷主への物流効率化の努力義務化(R7.4.1施行)
- ・ 下請法改正による特定運送委託(発荷主とトラック事業者の運送契約)の規制対象化(R8.1.1施行)
- ・ トラック法改正による適正原価を継続的に下回る運賃の禁止(R7.6.11公布から3年以内施行)

○食料システム法により流通合理化事業活動や、取引条件の協議・商慣習の見直しも後押し。

○ 2025年度～2030年度の重点取組事項

①パレット標準化

②モーダルシフト

③デジタル化

④商慣行の見直し

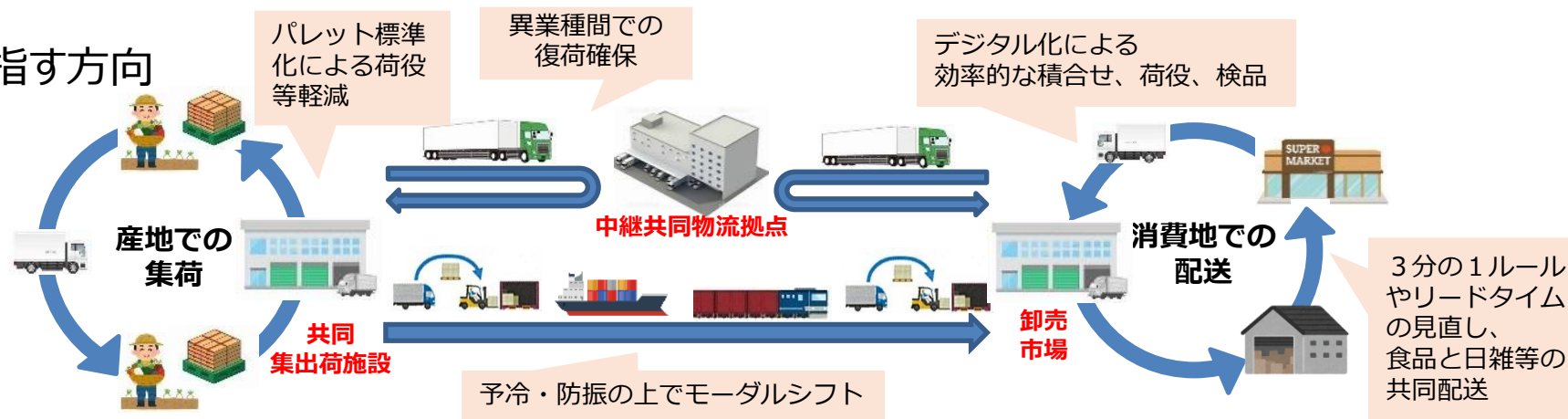
物理的障害要因への対応

最適化・省力化に必要な情報の整備

発着連携の深化

中継輸送／荷待ち時間等の短縮／積載効率向上／モーダルシフトによる輸送能力の確保

・目指す方向



- 多様な食の需要に対応し、食料需要増大等の社会課題の解決を加速するため、フードテック(食に関する新技術)を活用した、新たなビジネスの創出を促進。
- 民間企業、研究機関、行政から成るフードテック官民協議会を設立し、農林水産・食品分野と異分野の連携等のオープンイノベーションを促進するとともに、フードテックに関する研究・事業に関する情報共有や課題解決に向けた議論を実施。
- フードテックビジネス実証事業で、食品事業者等による、フードテック等を活用したビジネスモデルの実証を支援するとともに、これらの実証の成果の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

○日本発のフードテック

持続可能な食料供給

こんにやくとおからを用いた新しい食品の開発

ディーツフードプランニング株式会社

- ・こんにやくをベースにおからを掛け合わせたアップサイクルのプラントベースフードを開発している。
- ・従来の植物性食品が抱える味・におい・食感の課題を解決し、おいしくてサステナブルな食料供給を目指している。

こんにやくとおからから
作られたカツ



生産性の向上

AI調理ロボットで人手不足を改善

TechMagic株式会社

- ・自動で食材を用意して調理、盛り付け、洗浄まで行うAIロボを開発した。
- ・外食産業では人手不足が経営を圧迫、ロボットで代替することで飲食店の課題解決を目指している。

炒め調理ロボット



豊かで健康な食生活

アレルギー低減卵の生産

プラチナバイオ株式会社

- ・ゲノム編集技術を用いてオボムコイドを除去したアレルギー低減卵を研究開発している。
- ・卵アレルギーの人たちでも食べられる卵加工食品をつくり、食のバリアフリーの実現を目指している。

アレルギー低減卵を
生産するニワトリの育種



新たな食資源の一つとして細胞培養食品の開発

インテグリカルチャー株式会社

- ・あひる肝臓由来の細胞培養食品の生産システムを構築し、新規性と商品性のある試作品を開発した。
- ・持続可能性に富んだ新たなタンパク質資源としての社会実装を目指している。

細胞培養食品を
用いた試作メニュー



次世代型植物工場

株式会社プランテックス

- ・独自の密閉型構造の栽培システムにより、栽培環境を高精度に制御できる人工光型植物工場を開発した。
- ・生産性や資源の利用効率を高め、安定的で持続可能な食料供給の実現を目指している。

密閉型構造の植物工場



塩味増強スプーン

キリンホールディングス株式会社

- ・微弱な電流を用いて、減塩食品の塩味を増強するスプーンを開発した。
- ・薄味の食事でも塩味を感じることができ、おいしく生活習慣の改善ができる豊かな食生活の実現を目指している。

塩味を増強するスプーン



食料システム法の概要

- 食品産業による食品等の持続的な供給に向けた事業活動の促進と合理的な費用を考慮した価格形成を両輪とする「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（食料システム法）が、令和7年6月に成立。

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定

食料システム法の第1の柱

～合理的な費用を考慮した価格形成～

施行：(1)は令和7年10月、(2)～(5)は令和8年4月を予定

- (1) 農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施
- (2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議
 - ② 持続的な供給に資する取組(商慣習の見直し等)の提案があった場合、検討・協力
- (3) 農林水産大臣が、事業者の行動規範(判断基準)を策定
- (4) 農林水産大臣は、次の措置を実施
 - ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施)※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知
- (5) 農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定

合理的な価格形成の実現

食料システム法の第2の柱

～食品産業の持続的な発展～

施行：令和7年10月を予定

- (1) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成
 - ① 安定取引関係確立事業活動
(農林水産業と食品産業の連携強化)
 - ② 流通合理化事業活動(流通の効率化、付加価値向上等)
 - ③ 環境負荷低減事業活動(温室効果ガスの排出量の削減等)
 - ④ 消費者選択支援事業活動
(持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等)※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。
- (2) 地方公共団体、一般社団法人等、(1)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成
- (3) 農林水産大臣が認定した場合、支援措置を実施
 - ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
 - ② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用※ このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例
- ③ 補助金等で整備された施設等の有効活用 等

食品の付加価値の向上

消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現